

岩倉市広報いわくら広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市広告掲載要綱（平成20年3月1日施行。以下「掲載要綱」という。）に基づき、広報いわくら（以下「広報紙」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告」とは、掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の社名等を文字、写真、イラストレーション又はロゴタイプにより表示したものをいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置は、広報紙の市政情報掲載ページの最下段で市が指定した位置とする。

2 広告の枠数は、1号当たり8枠以内とする。

3 広告主は、1号当たりの広報紙においては、複数の広告を掲載することはできないものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦4.8センチメートル
- (2) 横8.5センチメートル
- (3) 1色刷り

(広報紙との区別)

第5条 広告のデザイン、内容等が広報紙の記事であるかのように混同するおそれのある表現又は市の事業であるかと錯誤するおそれのある表現を禁止する。

(広告の掲載期間と募集)

第6条 広告の掲載期間は、1号単位とし、5月号から翌年4月号までの期間において複数号連続して掲載することができるものとする。

2 広告の募集は、市ホームページ、広報紙等を活用し、公募により行うものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠につき1号当たり10,000円とし、市が指定する期日までに納入することとする。

(広告掲載料の還付)

第8条 掲載要綱第12条第2項ただし書の規定により還付することとなった場合の還付金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 還付金は、1号単位で計算する。

(2) 前号の還付金には、利子を付さない。

2 掲載要綱第12条第2項ただし書の広告主の責めに帰することができない理由には、次に掲げる事項は含まないものとする。

(1) 天災地変その他の非常事態が発生したとき。

(2) その他公益上やむを得ない理由により広告掲載を行うことができないとき。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿を電子データ及び紙面により、市長が指定する期日までに、市長に提出するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 掲載要綱第14条の規定により広告内容の変更を行うときは、変更しようとする日から起算して60日前までに、申し出るものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、掲載要綱第15条第2項の規定により広告の掲載を取り下げようとするときは、取り下げようとする日の30日前までに、市長に申し出るものとする。

(協議)

第12条 掲載要綱及びこの要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。